

第3次大崎市総合計画策定支援業務 仕様書

1 委託する業務の名称

第3次大崎市総合計画策定支援業務

2 委託する業務の目的

本業務は、第3次大崎市総合計画基本構想（計画期間：令和9年度から令和18年度まで）及び前期基本計画（計画期間：令和9年度から令和13年度まで）を策定するに当たり、その支援を行い、効果的に策定作業を進めることを目的に実施する。

3 業務を委託する期間

契約締結の日（令和7年9月予定）から令和9年3月17日までとする。
（令和7年度から令和8年度までの2か年の継続事業）

4 履行場所

大崎市役所のほか市が指定する場所とする。

5 委託する業務の内容

第3次大崎市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）及び前期基本計画の策定を効率的に進めるため、おおむね、次の業務を行うものとする。

ただし、業務内容は、計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、詳細についてはプロポーザルでの企画提案を踏まえて決定する。

また、第3次大崎市総合計画は、国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月版）」（以下「ガイドライン」という。）の内容に留意し、第2期宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）と一体化とした計画とする。

なお、各項目に記載のある実施時期及び実施期限は予定であり、事業者決定後にあらかじめ市と調整した上でスケジュールを決定する。

（1）第3次総合計画（前期計画）の策定支援

令和7年度

基本構想・基本計画及び総合戦略（※国のガイドラインに十分留意すること）を一体化した計画の骨子案を10月までに作成し、現計画の評価・検証・課題、基礎調査の検討・実施及び分析結果を踏まえ、他の計画との整合等を図りながら、施策体系等の検討及び構築を行い、計画の素案（本文の文章案を含む）を3月までに作成する。

令和8年度

総合計画審議会等の意見や市民意識調査を踏まえ、計画素案に対し、専門的な視点からのアドバイス、新たな視点での提案等に関する支援を行い、令和8年7月までに中間案を作成する。また、会議資料等の作成支援、パブリックコメント・住民説明懇談会の結果反映支援等を行い、令和8年11月までに計画の最終案を作成する。

(4) 市民意識調査の実施

令和7年度・令和8年度

本調査は、大崎市総合計画に示した施策ごとの「10年後の望ましい姿」をもとに、市民意識の経年変化を把握するため定期的に実施している調査（アンケート調査）であり、大崎市の取り組みに対する市民ニーズの変化や重要度、満足度等を把握し、総合計画の進行管理に活用することを目的とするもの。

- ・対象：無作為抽出した満15歳以上の市民3,000名。
- ・調査票の作成：調査項目については、①経年変化を確認するための令和5年度実施の市民意識調査を基本とした設問、②現行計画の総括的な評価及び市民意識を把握することができる設問、③第3次総合計画に取り入れるべき新たな視点の参考として活用することができる設問等を設定するものとし、調査票を作成する。
回答はWeb回答を可とするため、URLを二次元コード化し、調査票に掲載するものとする。
- ・調査票の封入：調査票を3,000部印刷し、調査票の封入及び宛名ラベルの貼り付けを行うものとする。また、送付用封筒（角形2号）及び返信用封筒（長形3号）の作成、宛名ラベルの作成、調査票の送付も行うものとする。（郵送料は委託料に含めること。）
- ・調査票の回収（郵送方式・Web方式）：郵送方式にかかる郵送料は委託料に含め、すべて料金後納郵便とすること。また、返送先は事業者とすること。
- ・アンケートの集計分析：回収した調査票（Web方式を含める。）を集計、整理し、その結果をもとに単純集計及び属性別（性別、年齢、職業、家族の人数、居住地区）のクロス集計並びに分析等を行う。
- ・報告書の作成：集計・分析結果をもとに、行政サービスの点数化、満足度と重要度の関係、自由回答に対する施策ごとの定性分析等を行い、報告書を作成する。
- ・実施時期：令和8年1月～5月頃とする（実施に向けた準備期間を含む）。
 - ①令和8年1月・・・設問設定
 - ②令和8年2月・・・郵送発送準備
 - ③令和8年3月～4月上旬・・・調査実施期間（発送・調査・回収）
 - ④令和8年4月中旬～5月上旬・・・調査結果の分析

(5) 会議資料等の作成支援

令和7年度・令和8年度

総合計画策定委員会等、総合計画審議会、おおさき元気戦略推進委員会、住民説明懇談会等にかかる資料作成を支援する。各会議では、その都度、最新の計画書の概要及び計画書案（それまでの調査結果を反映した素案、中間案、最終案等）を提示して意見をいただくことになるため、会議開催に合わせた進捗状況の取りまとめ資料を作成する。

- ・総合計画策定委員会
部長級職員で構成される委員会であり、開催回数は6回程度とする。
- ・総合計画審議会
学識経験者、関係行政機関の委員等で構成され、総合計画の策定について調査審議を行うもの。開催回数は4回程度とする。

- ・おおさき元気戦略推進委員会

学識経験者，商工，観光，農業団体や県の職員等の委員で構成され，総合計画の策定（主に総合戦略）について，意見を聴くもの。開催回数は3回程度とする。

（6）パブリックコメント，住民説明懇談会の結果反映支援

令和8年度

市民参画と協働の推進を図り，計画中間案への意見等を聴くほか，広く市民からまちづくりへの意見やアイデア等を収集するため実施する，パブリックコメント，住民説明懇談会（7回程度・1地域1回）の結果を反映させる。いずれも実施時期は令和8年8月頃とする。

（7）総合計画の編集デザイン

令和8年度

総合計画は市民が親しみやすい編集デザインとし，概要版についてはその完成版をもとに，市民にわかりやすいデザインとする。

（8）大学等との連携

令和7年度

大崎市と連携協力に関する協定書を締結している宮城大学や市内の短期大学の学生がワークショップに参加していただく等，未来をリードする若い世代から意見収集する機会を創出し，柔軟な意見・発想を計画の内容につなげていくもの。

（9）成果品の作成・提出

令和8年度

- ・総合計画（前期計画）カラー
- ・総合計画（概要版）カラー
- ・市民意識調査結果，分析結果 カラー
- ・上記の電子データ（Word，Excel等，編集が可能な汎用形式），印刷製本及びwebページ掲載用のPDF形式（高圧縮及び低圧縮）の両方の形式で電子データを提供すること。また，紙媒体一式でも提出すること。
- ・基礎調査結果，分析結果
- ・パブリックコメント資料
- ・各種会議等で作成した資料，議事録及び分析結果
- ・その他，市からの求めにより業務遂行上作成した資料

6 担当部署

大崎市市民協働推進部政策課（大崎市役所本庁舎3階）

住所 〒989-6188 大崎市古川七日町1-1

電話 0229-23-2129（直通）

FAX 0229-23-2427

メール seisaku@city.osaki.miyagi.jp